

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・27年12月号



★「必ず増毛します」～誇大広告には注意を！！

・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

頭髪が薄くなったことを悩み、ネットで「必ず増毛する」との広告を見て契約した。2ヶ月過ぎても変化がなかったため解約を伝えたが、「追加の薬品を使用すれば必ず効果がある」と言われたので、勧められるままに半年間で総額200万円(1契約60万円×3回+手数料)の契約をしてしまった。

その後も全然効果はなく、使用した薬品で気分が悪くなったりしたため、支払が残っているが解約したい。

(既払い金30万円、残額170万円)

(25歳男性)

(処理結果)

事業者は、実際効果がないのに「必ず効果がある」と断定し、また、本人が2回目以降の契約は考慮したいと伝えているのに拇印を押させ、契約を急がせている等の問題があった。

また、信販会社も、審査において相談者の年収(約130万円)より高額な契約であり、過大販売である可能性を評価していなかった。

3ヶ月間にわたり交渉した結果、残額の170万円分は契約を解除し、14万円の解約料を分割で1万円ずつ支払うことで和解した。

(アドバイス)

育毛・増毛等は、身体のデリケートな問題のため一人で悩むことが多く、泣き寝入りしがちです。高額な契約であっても効果・効能があるとは限りません。一人で悩まず、困ったと思ったら早急に消費者センターに相談しましょう！

★不用品回収トラブル・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

「軽トラックに積めるだけの不用品回収1万円から」という投げ込みチラシを見て業者に連絡をした。事前に回収してほしい物を伝え、「1万5千円くらいになると思われるが、実物を見て少し値段が変わる場合があるので、詳しい見積もりは実物を見てから」と言われた。しかし、実際にやって来た2人の作業員は、回収品を見ても見積もりを提示することはなく、用意していた品を次々に運び出した。すべての品をトラックに積み込んだ後で、料金は17万円と言われた。「事前に聞いていた話とは違う」と訴えたが、料金は12万円までしか下がらなかった。(50代女性)

(アドバイス)

粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って適正に処理しましょう。一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。

廃品回収業者が無料回収をうたっていても、回収時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。廃品回収業者とトラブルになったら、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、
まずはご相談
下さい！



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	(日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700	(第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	(第2・第4土曜日も電話相談可)

* 「消費者ホットライン」「188(いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)